

「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令案についての意見・情報の募集について」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
具体的な記述が分からないので意見を行い難い。 具体的内容案が出来たら、再度意見公募を行なっていただきたい。 なお、それでも一つ意見出来る事として、申請等の手続の際は、管理者・事業者等について、法人番号のあるものには法人番号の記載を行なわせるべきであるという事がある。 それにより、行政（農林水産省・水産庁だけでなく、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、財務省・国税庁、地方公共団体、捜査機関、等々、色々な機関が港に関係する行政機関として存在するであろう。）の能率の向上が見込め、また公正性についても向上が見込めるのではないかと考える。 他に何らかの管理者・事業者について一意に特定可能な番号を付する場合はともかく、そのようなものが無い場合（最初の申請等の場合を含む）、法人番号の記載（※登記事項証明書の画像謄写からの会社法人等番号の画像ではなく、番号としての法人番号の記載）はがあると強く望ましいものであるので、申請等においては、管理者・事業者等についての法人番号についての記述を行なわせるようにすべきと考える。	本意見公募手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項に基づき、命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すもの）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示しているものです。同条第2項において、公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならないとされていますが、今回の公示資料については、行政財産である特定漁港施設の貸付けについて追加する漁港施設の内容や申請書の添付書類等について具体的に列挙して記載していることから、再度の意見公募は行う予定としておりません。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条の法人番号については、現行漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2に基づく行政財産である特定漁港施設の貸付けに当たっては、特定漁港施設の運営の事業を実施しようとする者（民間事業者）が申請書の提出を行い、漁港管理者（地方公共団体）から認定をうけることとなっておりますが、当該申請において申請書記載事項としておりません。また、申請書の受付を行う漁港管理者からも法人番号を申請書記載事項とする

	について特段要望がないことから、実施計画等の申請においても申請書記載事項としないこととします。
--	---